施行規則様式第１

　　　　　　　　　　　　　　　【表面】

指定給水装置工事事業者指定申請書

桂川町水道事業　町長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

申請者

郵 便 番 号

 住　　　 所

 ㊞

電 話 番 号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 事業の範囲 |  |
| 機械器具の名称、性能及び数 |  |

添付書類

1. 誓約書（施行規則様式第２）
2. 機械器具調書（別表）
3. 法人の場合：定款及び登記事項証明書

個人の場合：住民票又は外国人登録証明書

【裏面】

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所の郵便番号　　　　　　所在地　　　　　　電話番号 | 〒 |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所の郵便番号　　　　　　所在地　　　　　　電話番号 | 〒 |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  |  |

施行規則様式第２

誓　約　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを制約します。

年　　　月　　日

　　　　　　申請者　氏名又は名称

　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

桂川町水道事業　町長　殿

施行規則様式第３

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

桂川町水道事業　町長　殿

年　　月　　日

届　出　者 氏名又は名称

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

電話番号

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

（　選任　 ・　 解任　）の届け出をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

別表

機械器具調書

 年 月 日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 名　称  | 型式、性能  | 数量  | 備　考  |
| 管の切断用 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 管の加工用 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 接合用 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 水圧テストポンプ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）「管の切断用の機械器具」、・「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、 「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

年　　月　　日

桂川町水道事業　町長　殿

氏名又は名称 　 印

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

①指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |
| --- |
| 休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください） （公表： 可 不可） |
| 休業日 ：　　　　　　　　　　 　営業日 ： 　　　　　　修繕対応時間： |
| 漏水等修繕対応の可否 （公表： 可 不可）（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） |
| 屋内給水装置の修繕 　　埋設部の修繕その他（ 　　　　　　　　　　　　） |
| 対応工事種別（ 新設 ・ 改造等 ）（公表： 可 不可） |
| 配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ 新設 改造 ）水道メーター ～ 宅内給水装置 （ 新設 改造 ） |
| その他（公表： 可 　　不可） |
|  |

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

|  |
| --- |
| **水道法施行規則 第36条**法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| 可 　　　不可 |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

|  |
| --- |
| **水道法施行規則 第36条**法第25条の8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |

**□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

過去1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否 |
| 可 　　不可 |